

原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書

～平成28年における状況について～

（概況報告と総括）

平成 29 年 3 月

原子力損害賠償紛争解決センター

目次

第1 センターの組織	1
1 総括委員会	1
2 事務所体制	2
3 人員体制	3
第2 申立ての動向	4
1 申立件数等	4
2 住所地別の申立件数等	7
3 損害項目別の申立件数等	10
4 業種別の申立件数等	11
第3 取扱いの状況	12
1 既済件数及び未済件数の動向	12
2 和解成立の損害項目別動向	15
第4 広報等	16
1 説明会の開催等	16
2 電話による問合せの状況	17
第5 今後の課題と解決に向けた取組	18
1 申立件数等の動向について	18
2 賠償実現に関する被害者のニーズの多様化に対応する和解仲介手続の在り方について	19

原子力損害賠償紛争解決センター（以下「センター」という。）の平成 28 年 1 月から 12 月までの 1 年間における活動状況について報告する。

第 1 センターの組織

センターは、原子力損害賠償紛争審査会（以下「審査会」という。）の行う東京電力株式会社¹福島第一、第二原子力発電所事故（以下「本件事故」という。）による原子力損害の賠償に関して生じた紛争の和解の仲介の手續（以下「和解仲介手續」という。）を実施する組織であり²、総括委員会³、パネル（仲介委員⁴による単独又は合議体の和解仲介手續の実施主体をいう。以下同じ。）及び同手續の庶務を行う文部科学省研究開発局原子力損害賠償紛争和解仲介室⁵（以下「和解仲介室」という。）から構成されている⁶。

1 総括委員会

総括委員会は、和解仲介手續を円滑かつ効率的に遂行するために同手續を総括する委員会として、審査会のもとに設置され、平成 28 年 12 月末現在、審査会会長が指名した委員長 1 名及び委員 2 名の計 3 名で構成されている⁷。平成 28 年 1 月 8 日にセンター設立以来初の総括委員の交代があり、須藤 典明 弁護士（元東京高等裁判所部総括判事）・日本大学大学院法務研究科教授（指名時は審査会の特別委員。平成 28 年 4 月 1 日付けで審査会の委員に就任。）が総括委員長に、橋本 副孝 弁護士及び高田 裕成 東京大学大学院教授（いずれも審査会の特別委員）が総括委員にそれぞれ指名された。また、退任した前総括委員 3 名については、総括委員会により総括委員会顧問⁸に指名された。

総括委員会が平成 28 年に行った主な活動は次のとおりである。

（1）会議の開催

総括委員会の会議は、あらかじめ総括委員長が総括委員会に諮って開催することとされており⁹、平成 28 年 1 月から 12 月までの間に計 10 回（第 98 回会議から第 107 回会議まで）開催された。

（2）主な議決事項

平成 28 年は、主に、次の事項について、会議において、又は、持ち回りにより、議

¹ 東京電力株式会社は、平成 28 年 4 月 1 日に会社分割によりホールディングカンパニー制に移行し、持株会社「東京電力ホールディングス株式会社」に商号変更。本件事故による原子力損害の賠償に責任を負うのは「東京電力ホールディングス株式会社」となる。以下、商号変更の前後を通じて「東京電力」という。

² 「原子力損害賠償紛争審査会の和解の仲介の申立の処理等に関する要領」（平成 23 年 8 月 5 日審査会決定。以下「要領」という。）第 6 条

³ 要領第 1 条

⁴ 原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令第 7 条の 2 第 1 項

⁵ 要領第 7 条

⁶ 原子力損害賠償紛争解決センター組織規程（平成 23 年 8 月 26 日総括委員会決定）第 1 条

⁷ 要領第 1 条

⁸ 原子力損害賠償紛争解決センター総括委員会運営規程（平成 28 年 2 月 4 日総括委員会決定。以下「運営規程」という。）第 2 条第 4 項

⁹ 運営規程第 3 条第 2 項

決を行った。

- ① 原子力損害賠償紛争解決センター総括委員会運営規程（平成 23 年 8 月 26 日総括委員会決定）の改正（総括委員会顧問の新設等）
- ② 総括委員会顧問の指名（鈴木 五十三 前総括委員及び山本 和彦 前総括委員を平成 28 年 2 月に、同年 3 月末日をもって審査会委員を退任した大谷 禎男 前総括委員長を同年 4 月に、それぞれ総括委員会顧問に指名。）
- ③ 「原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書～平成 27 年における状況について～（概況報告と総括）」（以下「平成 27 年活動状況報告書」という。）
- ④ 「総括基準（手続関係）（当事者の一方からパネルに対してのみ資料等が提出された場合の取扱いについて－ガイドライン－）」

2 事務所体制

センターは、東京都内に 2 か所（いずれも港区西新橋一丁目）、福島県内に 5 か所の計 7 事務所において業務を行っている。

第一東京事務所で、申立書の受理手続を行っているほか、同事務所及び第二東京事務所で、口頭審理等の和解仲介手続や各種連絡調整など和解仲介手続に伴う事務、文部科学省ホームページにおける和解事例の公表その他のセンターの活動に係る情報提供、フリーダイヤルによる各種問合せへの対応（後記「第 4 2」参照）も実施している。

また、福島事務所（郡山市）並びに同事務所の県北支所（福島市）、会津支所（会津若松市）、いわき支所（いわき市）及び相双支所（南相馬市）の五つの事務所では、福島原発事故被災地に近いという特性を生かして、被害者の方々からの和解仲介の申立方法や申立手続に関する問い合わせに応じているほか、テレビ会議システムを活用した口頭審理手続等を行っている。

さらに、福島事務所と東京事務所とが連携して、福島県内を中心とする各地の住民・事業者の方々を対象とした説明会等への参加、和解事例集（簡易版）の配布等、センターの取組に関する広報の充実にも取り組んでいる（後記「第 4 1」参照）。

3 人員体制

センターを構成する総括委員会、パネル（仲介委員）及び和解仲介室の人員体制の推移は、表1に示すとおりである。

【表1 センターの人員体制の推移】

○平成23年から平成28年までの推移

	平成 23年 12月	平成 24年 12月	平成 25年 12月	平成 26年 12月	平成 27年 12月	平成 28年 12月
総括委員	3	3	3	3	3	3
総括委員会顧問	—	—	—	—	—	3
仲介委員	128	205	253	283	278	278
調査官	28	91	193	192	189	184
和解仲介室職員 (うち福島事務所)	34 (8)	112 (25)	154 (26)	161 (28)	153 (28)	151 (28)
合計	193	411	603	639	623	619

○平成28年、月別推移

	平成28年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
総括委員	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
総括委員会顧問	—	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3
仲介委員	277	276	276	276	278	278	279	279	279	279	278	278
調査官	186	186	187	177	176	175	175	175	176	177	184	184
和解仲介室職員 (うち福島事務所)	155 (28)	152 (28)	151 (28)	139 (27)	141 (27)	142 (28)	149 (27)	148 (27)	146 (27)	149 (28)	148 (28)	151 (28)
合計	623	619	619	598	601	601	609	608	607	611	616	619

※各月の月末における人数を示したものである。

※総括委員会顧問：総括委員会からの求めに応じ和解仲介手続及び総括委員会の業務に関する重要な事項について助言を行う審査会の特別委員

仲介委員：総括委員会による指名を受けて和解仲介手続を実施する審査会の特別委員（弁護士）

調査官：仲介委員を補佐する和解仲介室の職員（弁護士又は弁護士有資格者）

和解仲介室職員：調査官以外の和解仲介室の職員であり、裁判所・法務省からの出向者、弁護士及び文部科学省の職員等により構成される。

【概要】

平成28年12月末時点で、総括委員3名、総括委員会顧問3名のほか、仲介委員278名（平成27年12月末比増減なし）、調査官184名（同5名減）、和解仲介室職員151名（同2名減）の体制となった。

このほか、仲介委員の参考とするため、専門的知見に基づく調査及び評価を行う専門委員4名（建築の専門家2名、不動産鑑定士2名）が発令されている。

第2 申立ての動向

1 申立件数等

申立件数等の推移は、表2に示すとおりである。

【表2 申立件数等の推移】

○平成23年から平成28年までの推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	全期間合計
期間別申立件数 (累計)	521 -	4,542 (5,063)	4,091 (9,154)	5,217 (14,371)	4,239 (18,610)	2,794 (21,404)	21,404
申立種別内訳							
法人申立て	102 (19.6%)	1,036 (22.8%)	902 (22.0%)	1,009 (19.3%)	986 (23.3%)	701 (25.1%)	4,736 (22.1%)
個人申立て	419 (80.4%)	3,506 (77.2%)	3,189 (78.0%)	4,208 (80.7%)	3,253 (76.7%)	2,093 (74.9%)	16,668 (77.9%)
申立人数 (累計)	1,206 -	12,055 (13,261)	25,914 (39,175)	29,534 (68,709)	23,984 (92,693)	9,508 (102,201)	102,201
申立ての 弁護士代理件数	129 (24.8%)	1,501 (33.0%)	1,351 (33.0%)	2,048 (39.3%)	1,742 (41.1%)	1,227 (43.9%)	7,998 (37.4%)
1件当たりの 申立人数	2.3	2.7	6.3	5.7	5.7	3.4	4.8

○平成28年、月別内訳

	平成28年					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月
期間別申立件数 (累計)	277 (18,887)	324 (19,211)	327 (19,538)	228 (19,766)	247 (20,013)	274 (20,287)
申立種別内訳						
法人申立て	62 (22.4%)	73 (22.5%)	97 (29.7%)	47 (20.6%)	50 (20.2%)	56 (20.4%)
個人申立て	215 (77.6%)	251 (77.5%)	230 (70.3%)	181 (79.4%)	197 (79.8%)	218 (79.6%)
申立人数 (累計)	554 (93,247)	1,816 (95,063)	664 (95,727)	508 (96,235)	2,224 (98,459)	1,128 (99,587)
申立ての 弁護士代理件数	106 (38.3%)	141 (43.5%)	154 (47.1%)	98 (43.0%)	98 (39.7%)	118 (43.1%)

	平成28年					
	7月	8月	9月	10月	11月	12月
期間別申立件数 (累計)	219 (20,506)	204 (20,710)	198 (20,908)	174 (21,082)	178 (21,260)	144 (21,404)
申立種別内訳						
法人申立て	59 (26.9%)	67 (32.8%)	59 (29.8%)	50 (28.7%)	45 (25.3%)	36 (25.0%)
個人申立て	160 (73.1%)	137 (67.2%)	139 (70.2%)	124 (71.3%)	133 (74.7%)	108 (75.0%)
申立人数 (累計)	447 (100,034)	522 (100,556)	485 (101,041)	382 (101,423)	522 (101,945)	256 (102,201)
申立ての 弁護士代理件数	102 (46.6%)	103 (50.5%)	83 (41.9%)	76 (43.7%)	86 (48.3%)	62 (43.1%)

※ 平成23年は9月～12月合計、平成24年以降は1月～12月合計。

※ 平成26年5月以降は、一部の申立ては「集合立件」（代理人が付されていない本人による集団申立てについて、同じ日に提出された複数の申立書を併せて1件として立件し、各申立書については枝番により管理を行うという立件方式）により計上している。

※ 括弧内のパーセントは、各件数を期間別申立件数で除した数値である。

※ 法人の代表者が同一申立書で、法人と個人のそれぞれの立場で被った損害を列記して申し立てた場合には、法人申立て1件として計上している。

※ （累計）は、平成23年9月以降の累計である。

○平成 26 年から平成 28 年までの初回申立てと複数回申立ての推移（概数）

		平成26年	平成27年	平成28年
期間別申立件数		5,217	4,239	2,794
内訳	初回申立て	3,823 (73.3%)	2,526 (59.6%)	1,341 (48.0%)
	複数回申立て	1,394 (26.7%)	1,713 (40.4%)	1,453 (52.0%)

※ 初回申立て：当該申立ての申立人が当該申立て以前に和解仲介の申立てをしていない場合をいう。

複数回申立て：当該申立ての申立人が当該申立て以前に、別の事件番号での和解仲介の申立てをしている場合をいう。

※ 申立受付時に申立人の氏名・名称と事故時住所・所在地をもって複数回目の申立てと認識できた申立件数を「複数回申立て」として計上しており、厳密な本人確認等を行ったものではないため、「概数」としての統計となる。

○平成 23 年から平成 28 年までの 1 件の申立人数が 100 以上の申立ての推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	累計
申立人数100人以上／件の 期間別申立件数	1	10	11	36	16	14	88

※ 1 件（1 事件番号）当たりの申立ての申立人数が 100 以上の申立てを集計したものであり、申立人としては同じ「集団」との認識であっても、複数回に分けて申し立てられた場合には、それぞれ別の事件番号が付されることが通例であるため、申立人側の「集団」としての認識とは必ずしも一致しない（申立人の認識として一つの同じ「集団」でも、申立人数 100 以上の複数の申立てに分けて申し立てられた場合には、複数の申立てとして重複して集計される、逆に、複数の申立てに細分化され 100 人未満となった場合には、集計の対象外となる、「集合立件」を始めるまでは、代理人が付かない本人による「集団」申立ては、申立書ごとに事件番号が付されていたので、集計の対象外となる等）。

○普通地方公共団体からの申立ての推移

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	累計
普通地方公共 団体からの 期間別申立件数	都道府県	0	0	1	6	3	10
	市	1	0	14	12	14	41
	町	0	0	11	3	14	28
	村	0	0	1	0	2	3
	合計	1	0	27	21	33	82

※ 地方公営企業による申立てを含まない。また、一つの普通地方公共団体において複数の申立てを行っているケースがいくつか存在することから、上記の申立件数は申立てをした普通地方公共団体の数と一致しない。

【概要】

平成 28 年の申立件数は 2,794 件となり、平成 27 年に比較すると 34%減であった。また、申立種別内訳を見ると、個人による申立件数と法人による申立件数の割合は平成 27 年とほぼ同じ水準であった。月ごとの申立件数を見ると、平成 28 年 2 月及び 3 月に 300 件を超えた後は、毎月 200 件前後で推移している。

なお、平成 26 年 5 月以降、「集合立件」の方式を導入したため、上記 2,794 件の中

には、それ以前であれば複数の件数となっていたところを1件にまとめた申立てが複数含まれている。比較のため、集合立件を行わなかったと仮定して再集計すると3,398件（概算）となり、平成27年の再集計申立件数4,740件（概数）と比較すると、28%減となっている。

初回申立てと複数回申立ての推移（概数）を見ると、平成26年から平成28年にかけて初回申立ての件数及び割合が段階的に減少し、件数で見ると、平成28年は申立件数がピークを示した平成26年の3分の1程度、平成27年の2分の1程度となっており、平成27年比での初回申立ての減少数は1,185件となっているが、これは申立件数全体の減少数1,445件の82%を占めている。また、複数回申立ての割合が増加し、平成28年では、申立件数に占める割合が過半数を占めるに至っている。平成28年の複数回申立ての件数は、平成27年の件数よりも減少しているものの、平成26年の件数を上回っており、比較的安定しているため、平成28年における申立件数全体の減少は、もっぱら、新規申立ての件数の減少によるものといえることができる。

申立人数については、平成28年に申立てを行った総数は9,508となっており、平成27年（23,984）と比較すると60%減であった。毎月の申立人数を見ると、2月、5月及び6月に申立件数の変動を大きく超えるピークがある。これは、これらの月に集団申立てがされたことによるものである。

平成28年における1件当たりの申立人数が3.4であったこと及び1件の申立人数100以上の申立ての件数が14件であったことに照らせば、同年中の集団申立ては、件数の面でも1件当たりの申立人数の面でも例年に比べて低い水準であったことが窺われる。これは、平成27年活動状況報告書「第5 1」でも指摘したように、本件事故からの時の経過及びその間の復興の加速に向けた各種施策の実施に伴って、それぞれの被害者の方々の置かれている状況にも相当の差異が認められるようになっており、そういった被害者ごとの個別事情を十分に反映させた解決を図るという面において、集団申立てという方式を選択することが減少したためとも考えられる。

弁護士等の代理人が付された申立ての割合は、平成26年から徐々に増加しており、平成27年から4割を超えて推移している。個人申立てと法人申立ての比率は約3対1であり、平成27年より法人申立ての割合が減少した。

なお、申立件数減少の中であって、平成28年においては、地方自治法上の普通地方公共団体である都道府県及び市町村による申立てが33件あり、過去最高を記録している。

2 住所地別の申立件数等

平成 28 年に行われた申立てについて、住所地別の申立件数等は、表 3 に示すとおりである。

【表 3 住所地別の申立件数等】

		自治体名	事故時(※1)	比率(※2)	申立時(※1)	比率(※2)
福島県	浜通り (いわき市、相馬市、 新地町を除く)	南相馬市	638	22.8%	445	15.9%
		双葉郡浪江町	189	6.8%	14	0.5%
		双葉郡富岡町	139	5.0%	12	0.4%
		双葉郡大熊町	75	2.7%	6	0.2%
		双葉郡双葉町	65	2.3%	5	0.2%
		双葉郡楢葉町	41	1.5%	4	0.1%
		相馬郡飯館村	22	0.8%	4	0.1%
		双葉郡広野町	16	0.6%	11	0.4%
		双葉郡川内村	15	0.5%	8	0.3%
		双葉郡葛尾村	14	0.5%	3	0.1%
		小計	1,214	43.5%	512	18.3%
	浜通り (いわき市、相馬市、 新地町に限る)	いわき市	145	5.2%	236	8.4%
		相馬市	32	1.1%	50	1.8%
		相馬郡新地町	4	0.1%	7	0.3%
		小計	181	6.5%	293	10.5%
	県北	福島市	296	10.6%	268	9.6%
		伊達市	37	1.3%	39	1.4%
		二本松市	33	1.2%	35	1.3%
		伊達郡川俣町	31	1.1%	21	0.8%
		伊達郡桑折町	14	0.5%	12	0.4%
		本宮市	13	0.5%	13	0.5%
		伊達郡国見町	4	0.1%	3	0.1%
		安達郡大玉村	1	0.0%	4	0.1%
		小計	429	15.4%	395	14.1%
	県中	郡山市	217	7.8%	210	7.5%
		田村市	29	1.0%	28	1.0%
		須賀川市	29	1.0%	26	0.9%
		石川郡玉川村	10	0.4%	8	0.3%
		田村郡三春町	7	0.3%	9	0.3%
		石川郡石川町	7	0.3%	8	0.3%
		田村郡小野町	4	0.1%	4	0.1%
		石川郡古殿町	2	0.1%	2	0.1%
岩瀬郡鏡石町		2	0.1%	1	0.0%	
岩瀬郡天栄村		1	0.0%	1	0.0%	
石川郡浅川町		1	0.0%	1	0.0%	
小計		309	11.1%	298	10.7%	

		自治体名	事故時(※1)	比率(※2)	申立時(※1)	比率(※2)	
福島県	県南	白河市	8	0.3%	16	0.6%	
		西白河郡西郷村	4	0.1%	6	0.2%	
		西白河郡矢吹町	3	0.1%	4	0.1%	
		東白川郡棚倉町	3	0.1%	3	0.1%	
		西白河郡中島村	2	0.1%	2	0.1%	
		東白川郡塙町	1	0.0%		0.0%	
		東白川郡矢祭町		0.0%	1	0.0%	
		東白川郡鮫川村		0.0%	1	0.0%	
		小計	21	0.8%	33	1.2%	
	会津	会津若松市	25	0.9%	42	1.5%	
		喜多方市	21	0.8%	21	0.8%	
		南会津郡南会津町	9	0.3%	10	0.4%	
		耶麻郡猪苗代町	5	0.2%	7	0.3%	
		河沼郡会津坂下町	5	0.2%	6	0.2%	
		南会津郡下郷町	4	0.1%	5	0.2%	
		耶麻郡磐梯町	3	0.1%	3	0.1%	
		大沼郡会津美里町	3	0.1%	3	0.1%	
		耶麻郡北塩原村	2	0.1%	2	0.1%	
		河沼郡湯川村	1	0.0%	1	0.0%	
		河沼郡柳津町	1	0.0%	1	0.0%	
		大沼郡昭和村	1	0.0%	1	0.0%	
		耶麻郡西会津町		0.0%	1	0.0%	
		小計	80	2.9%	103	3.7%	
	福島県内計			2,234	80.0%	1,634	58.5%

		都道府県名	事故時(※1)	比率(※2)	申立時(※1)	比率(※2)
北海道・東北	宮城県	170	6.1%	252	9.0%	
	岩手県	66	2.4%	67	2.4%	
	青森県	15	0.5%	23	0.8%	
	山形県	13	0.5%	83	3.0%	
	秋田県	12	0.4%	23	0.8%	
	北海道	6	0.2%	19	0.7%	
	小計	282	10.1%	467	16.7%	
関東・甲信越	栃木県	76	2.7%	89	3.2%	
	茨城県	55	2.0%	115	4.1%	
	千葉県	35	1.3%	67	2.4%	
	東京都	32	1.1%	116	4.2%	
	神奈川県	18	0.6%	60	2.1%	
	群馬県	14	0.5%	25	0.9%	
	山梨県	9	0.3%	9	0.3%	
	埼玉県	7	0.3%	65	2.3%	
	長野県	4	0.1%	6	0.2%	
	新潟県	2	0.1%	59	2.1%	
	小計	252	9.0%	611	21.9%	

	都道府県名	事故時（※1）	比率（※2）	申立時（※1）	比率（※2）
北陸・東海	静岡県	6	0.2%	11	0.4%
	岐阜県	3	0.1%	5	0.2%
	石川県	1	0.0%	3	0.1%
	愛知県	1	0.0%	3	0.1%
	富山県	1	0.0%	1	0.0%
	福井県		0.0%	2	0.1%
	小計	12	0.4%	25	0.9%
近畿	大阪府	3	0.1%	10	0.4%
	兵庫県	3	0.1%	9	0.3%
	三重県	2	0.1%	2	0.1%
	京都府	1	0.0%	4	0.1%
	滋賀県		0.0%	3	0.1%
	小計	9	0.3%	28	1.0%
中国・四国	島根県	1	0.0%	2	0.1%
	鳥取県		0.0%	3	0.1%
	広島県		0.0%	3	0.1%
	岡山県		0.0%	2	0.1%
	山口県		0.0%	1	0.0%
	徳島県		0.0%	1	0.0%
	高知県		0.0%	1	0.0%
	小計	1	0.0%	13	0.5%
九州・沖縄	沖縄県	1	0.0%	9	0.3%
	福岡県		0.0%	3	0.1%
	熊本県		0.0%	2	0.1%
	佐賀県		0.0%	1	0.0%
	宮崎県		0.0%	1	0.0%
	小計	1	0.0%	16	0.6%
福島県以外の国内計		557	19.9%	1,160	41.5%
海外	イギリス	1	0.0%		0.0%
	タイ王国	1	0.0%		0.0%
	韓国	1	0.0%		0.0%
	小計	3	0.1%	0	0.0%
福島県以外計		560	20.0%	1,160	41.5%
合計		2,794	100.0%	2,794	100.0%

※1 住所地は、原則として申立人の代表者の住所地を記載した。また、申立時住所は申立書の記載に従っており、当センターが申立時における居住の実態を独自に確認したものではない。

※2 平成28年の全申立件数2,794件に対する比率。

【概要】

平成28年に行われた申立てを住所地別に見ると、事故時の住所が福島県内である被害者からの申立てが全体の8割程度を占め、また、申立時の住所が福島県内である被害者からの申立てが過半数となっているなど、平成27年と同様の傾向が見られた。

3 損害項目別の申立件数等

平成 28 年の損害項目別の申立件数等は、表 4 に示すとおりである。

【表 4 損害項目別の申立件数等】

	申立 総件数	項目内訳								
		避難費用	生命・身 体的損害	精神的 損害	営業 損害	就労不能 損害	検査 費用	財物価値 喪失等	うち不動 産関連	除染費用
件数 (割合)	2,794	965 (34.5%)	262 (9.4%)	1,049 (37.5%)	1,056 (37.8%)	472 (16.9%)	222 (7.9%)	320 (11.5%)	204 (7.3%)	129 (4.6%)
前年比	65.9%	57.7%	60.5%	61.3%	72.2%	62.5%	65.7%	53.0%	48.8%	37.2%

参考) 平成 27 年

件数 (割合)	4,239	1,674 (39.5%)	433 (10.2%)	1,712 (40.4%)	1,463 (34.5%)	755 (17.8%)	338 (8.0%)	604 (14.9%)	418 (9.9%)	347 (8.2%)
------------	-------	------------------	----------------	------------------	------------------	----------------	---------------	----------------	---------------	---------------

参考) 対平成 27 年減少分

件数 (割合)	△1,445	△709 (49.1%)	△171 (11.8%)	△663 (45.9%)	△407 (28.1%)	△283 (19.6%)	△116 (8.0%)	△284 (19.7%)	△214 (14.8%)	△218 (15.1%)
対 H27 年 比減少割合	△34.1%	△42.3%	△39.5%	△38.7%	△27.8%	△37.5%	△34.3%	△47.0%	△51.2%	△62.8%

※複数の損害項目を含む申立ては複数の項目に重複計上しているため、「項目内訳」の「(割合)」の合計は 100% を超える。「項目内訳」の「(割合)」は、各損害項目の件数を、「申立総件数」で除した数値である。

【概要】

平成 28 年に行われた申立てを損害項目別に見ると、各項目が占める割合は、平成 27 年までとほぼ同様の傾向を示している。

各損害項目別の申立件数については、すべての損害項目において平成 27 年より減少しているが、中でも、避難費用、精神的損害については、700 件ほどの顕著な減少となっているほか、除染費用については、前年と比較すると△62.8%と大幅な減少となっている。

4 業種別の申立件数等

平成 28 年に営業損害の賠償を申し立てた法人及び個人事業主が営む業種は、次のとおりである。

【表 5 業種別の申立件数等】

	営業損害 申立件数	業 種 内 訳						
		農林 水産業	製造業 加工業	販売業	建設業	不動産業	医療業	サービス業 等
件数 (割合)	1,056	167 (15.8%)	239 (22.6%)	363 (34.4%)	29 (2.7%)	55 (5.2%)	23 (2.2%)	420 (39.8%)
前年比	72.2%	67.6%	66.0%	65.6%	78.4%	85.9%	69.7%	84.0%

参考) 平成 27 年

件数 (割合)	1,463	247 (16.9%)	362 (24.7%)	553 (37.8%)	37 (2.5%)	64 (4.4%)	33 (2.3%)	500 (34.2%)
------------	-------	----------------	----------------	----------------	--------------	--------------	--------------	----------------

参考) 対平成 27 年減少分

件数 (割合)	△407	△80 (19.7%)	△123 (30.2%)	△190 (46.7%)	△8 (2.0%)	△9 (2.2%)	△10 (2.5%)	△80 (19.7%)
対 H27 年 減少割合	△27.8%	△32.4%	△34.0%	△34.4%	△21.6%	△14.1%	△30.3%	△16.0%

※「サービス業等」は、サービス業のほか、農林水産業、製造業・加工業、販売業、建設業、不動産業、医療業に含まれない業種が含まれている。

※複数の業種を営んでいる申立人は複数の業種に重複計上されているため、「業種内訳」の「(割合)」の合計は 100%を超える。「業種内訳」の「(割合)」は、各業種の件数を「営業損害申立件数」で除した数値である。

【概要】

平成 28 年の営業損害の申立件数は 1,056 件であり、平成 27 年よりも 407 件減少した。業種別に集計した申立件数は、平成 27 年までと同様に、農林水産業、製造業・加工業、販売業及びサービス業等の申立てが多く、建設業、不動産業及び医療業の申立てが比較的少なかった。

営業損害全体の申立件数が減少する中、申立件数の減少割合が比較的大きな業種は、販売業（553 件から 363 件へ 34%減）であり、減少割合が比較的小さい業種は不動産業（64 件から 55 件へ 14%減）及びサービス業等（500 件から 420 件へ 16%減）であった。

第3 取扱いの状況

1 既済件数及び未済件数の動向

センターに申立てがあった事案の既済（終了）件数及び既済事由別内訳は、表6のとおりである。

【表6 取扱状況の推移】

○平成23年から平成28年までの推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	全期間合計
期間別申立件数	521	4,542	4,091	5,217	4,239	2,794	21,404
期間別既済件数	6	1,856	4,667	5,054	4,281	3,403	19,267
(内訳)							
和解成立	2	1,202	3,926	4,438	3,644	2,755	15,967
和解打ち切り	0	272	429	300	274	201	1,476
取下げ	4	381	312	316	363	447	1,823
却下	0	1	0	0	0	0	1
未済件数累計	515	3,201	2,625	2,788	2,746	2,137	2,137

【参考】

一部和解成立	0	246	987	516	61	175	1,985
仮払和解成立	0	80	27	1	0	0	108

○平成28年、月別内訳

	平成28年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
期間別申立件数	277	324	327	228	247	274	219	204	198	174	178	144
期間別既済件数	329	297	307	291	288	329	246	272	292	273	235	244
(内訳)												
和解成立	285	240	242	240	230	255	206	217	239	215	188	198
和解打ち切り	10	25	22	12	15	24	11	21	15	23	18	5
取下げ	34	32	43	39	43	50	29	34	38	35	29	41
却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未済件数累計	2,694	2,721	2,741	2,678	2,637	2,582	2,555	2,487	2,393	2,294	2,237	2,137

【参考】

一部和解成立	23	18	13	8	16	23	15	12	17	9	8	13
仮払和解成立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 平成23年は9月～12月合計、平成24年以降は1月～12月合計。

※ 「未済件数累計」は各期間末における未済件数を示したものである。

※ 平成27年1月以降、既済事件の計上方法を、審理の結果が明らかになった日に計上する従来の方法から、手続完了日に計上する方法へと変更している。変更後の方法によれば平成27年に計上すべきもののうち、平成26年に既に計上したものがあつたため、平成27年の既済件数がその分少なくなつている。

○平成 26 年から平成 28 年までの初回申立てと複数回申立ての推移（概数）

		平成26年	平成27年	平成28年	合計
期間別申立件数		5,217	4,239	2,794	12,250
内訳	初回申立て	3,823 (73.3%)	2,526 (59.6%)	1,341 (48.0%)	7,690 (62.8%)
	複数回申立て	1,394 (26.7%)	1,713 (40.4%)	1,453 (52.0%)	4,560 (37.2%)
うち既済件数（平成28年末時点）		5,137	3,893	1,097	10,127
内訳	初回申立て	3,754 (73.1%)	2,315 (59.5%)	491 (44.8%)	6,560 (64.8%)
	複数回申立て	1,383 (26.9%)	1,578 (40.5%)	606 (55.2%)	3,567 (35.2%)
うち未済件数（平成28年末時点）		80	346	1,697	2,123
内訳	初回申立て	69 (86.3%)	211 (61.0%)	850 (50.1%)	1,130 (53.2%)
	複数回申立て	11 (13.8%)	135 (39.0%)	847 (49.9%)	993 (46.8%)

○平成 23 年から平成 28 年までの 1 件の申立人数が 100 以上の申立ての推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	累計
申立人数100人以上／件の 期間別申立件数	1	10	11	36	16	14	88
申立人数100人以上／件の 期間別既済件数	0	0	2	15	10	7	34
未済件数累計	1	11	20	41	47	54	54

※ 1 件（1 事件番号）当たりの申立ての申立人数が 100 以上の申立てを集計したものであり、申立人としては同じ「集団」との認識であっても、複数回に分けて申し立てられた場合には、それぞれ別の事件番号が付されることが通例であるため、申立人側の「集団」としての認識とは必ずしも一致しない（申立人の認識として一つの同じ「集団」でも、申立人数 100 以上の複数の申立てに分けて申し立てられた場合には、複数の申立てとして重複して集計される、逆に、複数の申立てに細分化され 100 人未満となった場合には、集計の対象外となる、「集合立件」を始めるまでは、代理人が付かない本人による「集団」申立ては、申立書ごとに事件番号が付されていたので、集計の対象外となる等）。

○普通地方公共団体からの申立ての推移

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	累計
普通地方公共 団体からの 期間別申立件数	都道府県	0	0	1	6	3	10
	市	1	0	14	12	14	41
	町	0	0	11	3	14	28
	村	0	0	1	0	2	3
	合計	1	0	27	21	33	82
普通地方公共 団体からの 期間別既済件数	都道府県	0	0	0	1	3	4
	市	0	1	0	13	4	18
	町	0	0	2	9	2	13
	村	0	0	0	1	0	1
	合計	0	1	2	24	9	36
未済件数累計		1	0	25	22	46	46

※ 地方公営企業による申立てを含まない。また、一つの普通地方公共団体において複数の申立てを行っているケースがいくつか存在することから、上記の申立件数は申立てをした普通地方公共団体の数と一致しない。

【概要】

平成 28 年の既済件数は、3,403 件であり、同年末における累計既済件数は 19,267 件となった。

平成 26 年 5 月以降、「集合立件」の方式を導入したため、上記 3,403 件の中にはそれ以前であれば複数の件数となっていたところを 1 件にまとめた申立てが一定数含まれており、また、未済となっている件数の中にもそれ以前であれば既済として処理されていたものが含まれている。比較のため、集合立件を行わなかったと仮定して再集計すると、平成 28 年の既済件数は 4,360 件（概算）となる。

取扱状況全体では、年間 2,794 件の申立てを受け、3,403 件が既済となり、既済件数が申立件数を上回った。月別の推移では、申立件数及び当月に手続きが終了した件数を示す月間既済件数が共に 200～300 件程度で推移し、センターで手続き中の件数を示す未済件数が、平成 28 年当初の 2,746 件から年末にかけて 2,100 件台まで大幅に減少している。

また、平成 28 年の既済件数 3,403 件のうち、和解成立件数は 2,755 件となっており、既済件数の 81%が和解成立により終了している。なお、同年末における累計和解成立件数は 15,967 件となり、累計既済件数の 83%が和解成立により終了している。

和解打切りは紛争解決の見込みがないときに行われる。和解打切りのうち、東京電力が和解案の受諾を拒否したために和解打切りとなったものは、平成 28 年に 7 件（累計で 68 件）あり、いずれも東京電力社員又はその家族からの申立てがあった事案で、その多くは一部和解が成立した残部が打切りの対象となったものであった。

平成 28 年に和解成立により終了した事案について、手続きの進行に即し、要した平均審理期間は次のとおりであった。まず、申立書の受付から 1 か月程度で担当仲介委員及び担当調査官が指名され、その旨が申立人等に通知され、この通知に前後して被申立人である東京電力の答弁書が提出される。続いて、パネルによる審理・調査等が進められ、仲介委員の指名から平均 6.1 か月で、和解案提示が行われ、その後、和解契約が交わされている。したがって、標準的な事案については、審理開始から概ね半年程度で和解成立に至っているものと言うことができる。なお、仲介委員の指名から和解案提示までの期間は、平成 27 年の平均（4.6 か月）よりも若干長くなっているが、これは、平成 27 年活動状況報告書「第 5 1」でも指摘したとおり、本件事故からの時の経過に伴い、申立人ごとの個別事情をより丁寧に踏まえた審理を行い、事案に即した適切な和解案の提示が可能となるような手続きが実施されたことなどによるものと考えられる。今後とも、当事者の理解と協力を得て、各申立ての具体的内容に応じた解決を図るために必要となる期間を意識しつつ、迅速かつ適切な和解成立の実現を図っていく必要があるが、東京電力については、引き続き「新・総合特別事業計画」に明記されている「3つの誓い」に従い、和解仲介手続きに対する真摯な対応が求められる。

平成 28 年末時点の未済件数 2,137 件のうち、平成 26 年以降に申し立てられた事件に係る未済件数 2,123 件の内訳を見ると、初回申立てが 1,130 件（53.1%）、複数回申立てが 993 件（46.8%）となっている。

2 和解成立の損害項目別動向

平成 28 年にセンターで和解が成立した事案の損害項目別の件数等の内訳は、表 7 のとおりである。

【表 7 損害項目別の和解成立件数等】

	和解成立 総件数	項目内訳										
		避難 費用	生命・ 身体的 損害	精神的 損害	うち 増額事例	営業損害	就労不能 損害	検査費用	財物価値 喪失等	うち 不動産 関連	除染 費用	弁護士 費用
件数	2,755	1,081	231	870	508	871	442	273	402	286	213	1,273
(割合)		(39.2%)	(8.4%)	(31.6%)	(18.4%)	(31.6%)	(16.0%)	(9.9%)	(14.6%)	(10.4%)	(7.7%)	(46.2%)
前年比	75.6%	59.1%	69.4%	60.9%	78.4%	80.1%	72.7%	59.2%	79.4%	102.5%	51.2%	82.0%

参考) 平成 27 年

件数	3,644	1,830	333	1,428	648	1,088	608	461	506	279	416	1,553
(割合)		(50.2%)	(9.1%)	(39.2%)	(17.8%)	(29.9%)	(16.7%)	(12.7%)	(13.9%)	(7.7%)	(11.4%)	(42.6%)

※ 複数の損害項目にわたる和解成立は複数の項目に重複計上しているため、「項目内訳」の「(割合)」の合計は 100%を超える。「項目内訳」の「(割合)」は、各損害項目の件数を、「和解成立総件数」(で除した数値である)。

【概要】

全体の和解成立件数が減少した中、財物価値喪失等のうち不動産関連費用の和解成立件数については、平成 27 年に比べてやや増加した。また、除染費用、検査費用及び避難費用については全体の減少割合よりも減少している。その他の損害項目の割合はおおむね平成 27 年と同じであった。

第4 広報等

1 説明会の開催等

センターでは、政府による避難指示区域やその近隣地域の人々にセンターの存在・役割及び和解仲介手続についてより身近に感じていただけるよう、広報活動に取り組んでいる。

平成28年は、福島事務所を核としつつ、東京事務所との連携の下、次のような取組を行った。

(1) 説明会の開催

自治体や団体との連携により、福島県内を中心とする被害者を対象として開催された説明会において、センターの業務や和解仲介手続の概要、申立方法等について説明を行った。平成28年に実施された主な説明会は、表8に示すとおりである。

【表8 平成28年 主な説明会】

日程	説明会（開催場所）
3月24日（木）	東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議幹事会（仙台市）
6月9日（木）	会津喜多方商工会議所説明会（喜多方市）
7月28日（木）	福島県商工会議所連合会事務局長説明会（福島市）
8月24日（水）	福島県商工会連合会復興経営指導員説明会（福島市）
8月28日（日）	福島県腎臓病協議会説明会（会津若松市）
9月11日（土）	南相馬市住民説明会（南相馬市）
10月5日（水）	福島県商工会連合会セミナー（いわき市）
10月19日（水）	福島県商工会連合会セミナー（南相馬市）
11月9日（水）	福島県商工会連合会セミナー（いわき市）
11月16日（水）	福島県商工会連合会セミナー（田村市）
12月7日（水）	福島県商工会連合会セミナー（二本松市）

(2) 和解事例集（簡易版）の配布

センターのホームページにおいて公表されている和解事例を抜粋し、避難指示区域や損害項目別等で整理した小冊子第4版を9月に作成（初版は平成25年11月、第2版は平成26年9月、第3版は平成27年8月に作成）し、福島県内の自治体等に対して配布した（避難等指示等対象区域版は約20,000部、自主的避難等対象区域等版は約4,000部を配布）。

(3) センターからのお知らせ等を記載したリーフレットの配布

センターからのお知らせや和解仲介手続の流れ等を掲載したリーフレットを、12月に作成し、避難指示区域等の各市町村の広報紙に同封するなどにより、福島県内の住民等に配布した（約46,000部を配布）。

(4) 福島県内の自治体が発行する広報誌への案内記事の掲載

被災自治体等からのニーズを踏まえ、「ふくしまの今がわかる新聞」（福島県庁発行）など福島県内の自治体が発行する広報誌にセンターの案内記事を掲載した。

(5) ポスターの配布

センターへの問い合わせ先や福島事務所・支所の場所等を記載したポスターを作成し、福島県内の自治体等に掲載を依頼した（約 600 枚を配布）。

2 電話による問合せの状況

問合せ専用のフリーダイヤルへの問合せ件数は、表 9 に示すとおりである。

【表 9 問合せ専用ダイヤル受付件数の推移】

○平成 23 年から平成 28 年までの推移

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
受付件数	3,390	12,364	7,162	5,732	3,920	2,388

※ 平成 23 年は 9 月～12 月合計、平成 24 年以降は 1 月～12 月合計。

○平成 28 年、月別内訳

	平成 28 年											
	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
受付件数	251	258	288	221	193	202	190	130	197	154	155	149

【概要】

平成 28 年のコールセンターにおける受付件数は 2,388 件であり、前年から 39%減少した。問合せ内容として最も多かったものがセンターの概要や申立手続に関するもので 88.9%（平成 27 年は 93.1%）であった。次いで多かったものが個別事案の相談や賠償の可否に関するもので 23.5%（同 33.3%）であったが、中立・公正な立場に立って、和解仲介手続を適切に実施すべきセンターとしては、個別事案の相談や賠償の可否に関する問合せは受け付けていないため、相談先として、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、法テラス、自治体等の連絡先を教示して対応している。

コールセンターへの問合せの減少は、センターが発足して 5 年以上が経過して手続が周知されてきた結果とも考えられるが、問合せには、申立手続の相談だけでなく、センターとして対応することが適当ではない個別事案の賠償の可否等に関するものもなお多くを占めており、引き続き適切かつ丁寧な対応が必要である。

第5 今後の課題と解決に向けた取組

1 申立件数等の動向について

申立件数の動向¹⁰をみると、平成24年から急増し、事故から3年目を迎えた平成26年をピークとして、その後減少に転じ、平成28年には、2,794件（前年比34%減）となった。平成26年以降の申立件数全体の減少については、本件事故からの期間の経過に伴い、複数回申立ての割合が増加する一方で、初回申立ての件数が減少したことが影響を与えているのではないかと考えられる。

平成28年は、前年に比べ、申立件数が1,445件減少しているが、そのうち、初回申立ての減少分が1,185件（82%）を占めており、平成28年における申立件数の減少の主たる要因は初回申立ての減少にあるということが出来る。この点については、東京電力のプレスリリースに基づき、本件事故から6年後に避難指示が解除される場合と同等の慰謝料額として平成30年3月分までの慰謝料額の支払¹¹を受けた被害者や、将来にわたる営業損害として年間逸失利益の2倍相当額の賠償金の支払¹²を受けた被害者にとって、和解仲介手続申立ての契機となる直接請求における賠償対応への不満が顕在化する機会自体が、平成28年中にはなかったことが影響しているのではないかと考えられる。

その一方で、和解仲介手続が係属中の案件をみると、本件事故からの時間の経過に伴い、申立人ごとの個別事情をより丁寧に踏まえた審理を必要とする案件や集団申立て、普通地方公共団体による申立てを始めとする手続進行に時間とマンパワーを必要とする案件の比重が大きくなっている。

まず、平成26年以降に申立てがされた案件に係る平成28年末時点の未済件数2,123件のうち複数回申立ての案件が46.8%（993件）を占めている¹³が、複数回申立ての案件は、一般的に、当該申立人が初回申立てをした際の案件に比べ、本件事故から時間が経過した時期に係る損害が対象とされていることが多い。また、初回申立ての案件の中にも、本件事故後、直接請求による賠償を受けてきた被害者が本件事故から時間が経過した最近の損害について、直接請求による東京電力の賠償対応に不満を持ったことから申し立てられたものも少なくない。これらの案件については、平成27年活動状況報告書でも指摘したとおり、本件事故後の時間の経過に伴い、各申立人が置かれている状況に相当な差異が認められるようになっており、適切な和解案を提示するためには、申立人ごとの個別事情をより丁寧に踏まえた審理を行うことが必要となっている。

次に、平成28年12月末時点における1件の申立人数が100以上である申立ての未済件数（係属中の件数）は54件と過去最高の件数となっている¹⁴が、この種の申立て等集

¹⁰ 前記「第2 1」参照

¹¹ 平成27年6月17日付けプレスリリース「避難指示解除準備区域・居住制限区域における精神的損害の追加賠償について」及び同年8月26日付けプレスリリース「避難指示解除準備区域・居住制限区域における精神的損害等に係る具体的なお取り扱いについて」に基づく支払

¹² 平成27年6月17日付けプレスリリース「法人さまおよび個人事業主さまに対する新たな営業損害賠償等に係るお取り扱いについて」に基づく支払

¹³ 前記「第3 1」参照

¹⁴ 前記「第3 1」参照

団申立てがされた案件においては、集団申立てという枠内で、「最大限、各申立人の個別事情を吟味し、それが和解案に反映できるような審理を行って、適切な和解案を提示する」¹⁵ためには、単独の申立てがされた案件にくらべ、申立人数が多く損害の認定等により多くの時間とマンパワーを必要としている。

さらに、普通地方公共団体による申立ては、全体の申立件数が減少する中で増加の傾向にある¹⁶が、平成 28 年 12 月末時点の未済件数（係属中の件数）は 46 件で過去最高となっている¹⁷。普通地方公共団体による申立ては、賠償項目が多様で、賠償額も多額に及ぶものが多く、論点も多岐にわたり、提出される資料も膨大なものとなることが通例であり、普通地方公共団体ごとの個別事情を十分に踏まえた検討が必要であるため、個人や一般の事業者の申立てに比べて、より多くの時間とマンパワーを必要としている。

センターとしては、以上のような申立件数等の動向を踏まえ、平成 29 年以降、上記各プレスリリースに基づいて賠償金の支払を受けた被害者の直接請求における賠償対応に対する不満がどの程度顕在化するかを見極めつつ、引き続き、被害者に対する適切な賠償の実現を図るために必要な体制の維持に努め、和解仲介手続による紛争解決を必要とする被害者の期待に応えられるよう尽力していきたい。

2 賠償実現に関する被害者のニーズの多様化に対応する和解仲介手続の在り方について

これまで『原子力災害からの福島復興の加速に向けて』改訂（平成 27 年 6 月 12 日閣議決定）において、避難指示解除準備区域・居住制限区域につき、遅くとも事故から 6 年後（平成 29 年 3 月）までに避難指示を解除し、住民の帰還を可能にしていけるよう、除染の実施、インフラ等の復旧の加速を図るとともに、平成 27 年度・28 年度の 2 年間において、特に、集中的に自立支援施策を展開するものとされ、この間、各自治体においても、避難指示解除に伴う住民帰還に向けた各種取組を実施し、また、国、福島県、民間からなる「福島相双復興官民合同チーム」による活動が展開されてきた。¹⁸

また、「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」（平成 28 年 8 月 31 日原子力災害対策本部・復興推進会議決定）では、帰還困難区域のうち、5 年を目途に、線量の低下状況も踏まえて避難指示を解除し、居住を可能とすることを目指す「復興拠点」を、各市町村の実情に応じて適切な範囲で設定し、整備する等の基本方針を決定するとともに、「帰還困難区域の復興事業については、平成 29 年度のできるだけ早期に着手できるよう、地元と十分に議論しつつ、国は施策の具体化を進めていく」こととされている。

そして、今般の「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」（平成 28 年 12 月 20 日閣議決定）では、原子力災害からの福島の復興・再生を一層加速していくため、

¹⁵ 平成 27 年活動状況報告書「第 5 1」参照

¹⁶ 前記「第 2 1」参照

¹⁷ 前記「第 3 1」参照

¹⁸ 本閣議決定を踏まえた国の指導のもと、東京電力は、注 11 及び 12 の各平成 27 年 6 月 17 日付けプレスリリース（これらを以下「平成 27 年 6 月 17 日付け各プレスリリース」という。）を発表している。平成 27 年 6 月 17 日付け各プレスリリースの内容及びセンターの対応については、平成 27 年活動状況報告書「第 5 2」参照。

「避難指示の解除と帰還に向けた取組を拡充する」、「帰還困難区域の復興に取り組む」、「新たな生活の開始に向けた取組等を拡充する」、「事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組を拡充する」、「廃炉・汚染水対策に万全を期す」、「国と東京電力がそれぞれの担うべき役割を果たす」との基本指針が策定されている。¹⁹

これらの「復興」に向けた各種施策の実施等ともあいまって、今後、個々の被害者の状況もこれまで以上に各人各様となり、賠償実現に関する被害者のニーズもさらに多様化していくのではないかと考えられる。

センターにおいては、これまでも、適切な賠償の早期実現を図るという観点から、当事者双方から提出された主張及びその裏付け資料等を精査し、認定できる事実関係に基づいて、各担当パネルが既発生の損害に係る賠償を内容とする和解案を提示し、当事者において、この和解案を受諾するかどうかを検討するという方法によって和解仲介手続を実施してきたが、上記のような賠償実現に関する各被害者のニーズのさらなる多様化に伴い、そのような方法だけでは被害者のさまざまなニーズに十分に対応することが難しくなることも考えられる。

センターとしては、従来からも、その時々における被害者のニーズを踏まえた手続のあり方を検討し実践に努めてきたが、上記のとおり、今後はより一層の多様化が生じるものと考えられることから、賠償実現に関する被害者のさまざまなニーズに的確に対応することができるような和解仲介手続の在り方について、引き続き検討を進めていくこととしている。

¹⁹ 本閣議決定等による国の指導等を踏まえ、東京電力は、平成 28 年 12 月 26 日付けのプレスリリース「農林業者さまに対する 2017 年 1 月以降の営業損害賠償等に係るお取り扱いについて」（以下「平成 28 年 12 月 26 日付けプレスリリース」という。）を発表している。これは、避難等対象区域内の農林業者及び休業の継続を余儀なくされた旧緊急時避難準備区域等の農林業者又は避難指示区域外の出荷制限指示等対象地域の耕作地等で政府等による出荷制限指示等の対象となる品目を生産していた農林業者を対象として、平成 29 年 1 月以降の損害を対象として、年間逸失利益（期待所得）の 3 倍相当額を賠償すること等を内容とするものであり、注 12 の平成 27 年 6 月 17 日付けプレスリリースと同様、将来の損害に対する賠償金として年間逸失利益に一定倍率を乗じて算出される金額を支払うとするものである。したがって、仮に、平成 28 年 12 月 26 日付けプレスリリースの枠組みでの和解解決を求める和解仲介手続の申立てがされた場合、センターにおけるこれまでの和解仲介手続を前提とすれば、平成 27 年 6 月 17 日付け各プレスリリースに対する対応（平成 27 年活動状況報告書「第 5 2」参照）と同様の対応となろう。